

第6次会津若松市男女共同参画推進プラン(案) へのご意見をお寄せください。

～市民意見公募（パブリックコメント）のお知らせ～

「男女共同参画社会」とは、家庭や学校、職場や地域社会などのあらゆる場において、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会のことです。

本市では、平成12年2月に県内初の「男女共同参画都市宣言」を市民主体で行い、平成16年には「会津若松市男女共同参画推進条例」を施行、平成31年からは「性別にかかわらず、多様性を尊重し、一人ひとりがその個性や能力を十分に発揮することができるまちを目指して」という基本理念を掲げ、「第5次市男女共同参画推進プラン」に基づいて市・市民・事業者等が主体的に取り組を進めてきました。

今回、現行プランの計画期間が最終年度を迎えることから、更なる推進を図るため、令和6年度からのプランの策定を進めています。その計画の案がまとまりましたので、その内容についての意見を募集します。意見がある方は下記により提出してください。

■意見募集期間

令和5年11月1日（水）から令和5年11月30日（木）（最終日午後5時必着）

■意見を提出できる方

- ①市の区域内に住所を有する方
- ②市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- ③市の区域内に通勤、通学する方

■意見の提出先

1 直接提出する場合	会津若松市役所 追手町第二庁舎 2階 企画調整課 協働・男女参画室
2 郵送で提出する場合	〒965-8601 ※住所不要 会津若松市 企画調整課 協働・男女参画室 宛
3 ファックスで提出する場合	0242-39-1400
4 電子メールで提出する場合	danjo@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp

■意見の提出方法

所定の意見書様式又は任意の様式に氏名、住所、電話番号等（法人等の場合は名称、所在地、電話番号）を明記し、会津若松市役所 追手町第二庁舎 2階 企画調整課 協働・男女参画室まで直接持参するか、電子メール、ファックス、郵送によりご提出ください。

- ※ 住所又は所在地が会津若松市以外の方は、上記「意見を提出できる方」の②又は③のうち、該当する区分と、学校名、法人名など所属する団体名を明記してください。
- ※ 意見内容の確認が必要になる場合がありますので、必ず電話番号を記入してください。
- ※ 匿名や電話によるご意見は受付できませんので、ご注意ください。
- ※ 提出いただいた書面はお返ししませんので、ご了承ください。
- ※ お寄せいただいたご意見については公表しますが、氏名などの個人情報が公表されることはありません。
- ※ 個々のご意見に対し、直接ご本人への回答はしませんので、ご了承ください。

■閲覧場所

本計画の案は、企画調整課 協働・男女参画室、北会津・河東支所、各市民センター、生涯学習総合センター、市政情報コーナー、市のホームページで見ることができます。各施設での閲覧可能時間は以下のとおりです。

企画調整課 協働・男女参画室、北会津・河東支所、各市民センター、市政情報コーナー	月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時 ※祝日を除く
生涯学習総合センター	毎日 午前9時から午後5時 ※休館日を除く

- ※ 企画調整課 協働・男女参画室以外の施設には本計画に関する担当者がおられませんので、計画の詳しいお問い合わせは下記までお願いします。

□お問い合わせ先

会津若松市 企画調整課 協働・男女参画室 （電話0242-39-1405）

□市ホームページアドレス

（【パブリックコメント】第6次会津若松市男女共同参画推進プラン（案）への意見を募集します）

<https://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/docs/2023101200016//>

